

## 審査の結果の要旨

氏名 松本 昭

本研究は、日本のいわゆる「まちづくり条例」の系譜を辿りながら、分権以前の機関委任事務を基本とした中央集権的な土地利用の決定システムから、各自治体の創意工夫の蓄積により多様な分権型土地利用の決定システムへと移行する可能性を秘めた「土地利用の協議調整システム」の全体像を明らかにした上で、地域的公共性の内実化など、多面的かつ斬新な観点から考察を試みつつ、その評価と可能性、克服すべき課題等を考察し、分権型成熟社会に対応できる新しい土地利用システムの提案を合わせて行ったものである。

以下、博士論文本文にまとめられ、また平成26年7月28日に行われた最終審査において発表された本研究の内容について概説するとともに、審査委員会委員との質疑応答の概要について示す。

まず本研究の概要については以下のようにになっている。

第一章では、論文の目的と背景、位置づけ、対象領域、既往文献や研究方法等が示されている。

第二章では、分権時代の土地利用法制が変革し、土地利用規制の根拠となる公共の福祉についても、国・広域・地域地区など多様なレベルで存在することを指摘した上で、公共の福祉の根拠となるいくつかの法律（都市計画法、建築基準法、景観法）と、本論文で取り上げる条例の新しい関係を分析して、本研究でいう土地利用の協議調整システムの制度根拠の可能性を考察している。

第三章では、まちづくり条例の系譜を辿りながら、多様な展開を見せる土地利用の協議調整システムの系譜と発展のプロセスを明らかにしている。それによれば、本論文でいうまちづくり条例は、社会環境や行政環境の変化から4期に分類することができ、第1期 地区計画対応型まちづくり条例の時代（1980～1985）、第2期 バブル開発・地価高騰対応型まちづくり条例の時代（1985～1992）、第3期 マスタープラン対応型まちづくり条例の時代（1992～2000）、第4期 分権推進型まちづくり条例の時代（2000～）となることを示している。その潮流は、分権改革を背景に「ガバメント(統治)型まちづくり」から「ガバナンス(共治)型まちづくり」へのまちづくりの仕組みの移行と捉えることができるとしている。そして、土地利用の協議調整システムも、①川上調整（土地取引

などの初期段階) ②川中調整(開発手続の事前協議段階) ③川下調整(法律や条例に基づく手続段階)などの各段階で、住民の参加を求めながら展開されていることが明らかとなったとしている。

第五章では、新規性の高い4つの事例について研究考察を試みている。その4つとは、府中市地域まちづくり条例における土地取引段階における協議調整システム、狛江市まちづくり条例に基づく「調整会」制度、芦屋市の景観地区と協議調整システム、八潮市まちづくり条例に基づく「地域特性基準適合制度」である。それぞれ、前章で分類された条例の事例群の中から最も新規性が高く、また本研究の論点を論じる際に極めて大きな示唆を与える事例であることをまず示し、その後、各条例・制度の適用の状況や特徴・課題についてまとめている。

第六章では、上述の成果を踏まえて、土地利用の協議調整システムにおける手続と基準の関係、協議の参加者と決定権者との関係、住民関与の方法と意義、専門的組織の関与のあり方等について考察し、制度としての有効性やシステムの全体構造等を考察している。

第七章では、本研究で定義した「土地利用の協議調整システム」の必要性、意義、制度理論、機能等を取りまとめている。その結果、土地利用の協議調整システムの効果として、第1に外部性のコントロールを地域レベルで行える可能性を見出したこと、第2に創造手続(定性的基準等を具体化させる開発手続)により、計画地の「場」の基準を合理的に顕在化させる手法であることが明らかとなったと結論づけている。

発表後の質疑応答において、審査委員会委員からは、4つの事例それぞれの位置づけ、各事例の考察の深化、分類された協議調整システムの特徴付けなどについて、質問やコメントが寄せられた。また、専門家への依存度を低くするような協議調整システムのあり方や、総合設計制度など他の制度との関係についてのコメントや助言が寄せられた。

しかしこれらの質問に対して、申請者から適切な答えが得られ、また一部のコメントは、本博士論文を踏まえて今後のさらなる研究課題に位置付けられるという結論となった。したがって、軽微な修正を行うことをもって、本論文は完成された博士論文であると判定された。

よって本論文は博士(工学)の学位請求論文として合格と認められる。